

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について
 新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略) 別記1 1 (略) 2 (1) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)第2条第1項第1号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤の原料となる化学物質の量が20キログラム以下のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。) (2)～(5) (略) (6) 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引又は3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出若しくは外為令別表の<u>3の2の項の中欄に掲げる技術</u>であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とするもの。 3～8 (略) 別記2～別記6 (略)</p>	<p>(略) 別記1 1 (略) 2 (1) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)第2条第1項第1号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域<u>及び大韓民国</u>以外の地域を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤の原料となる化学物質の量が20キログラム以下のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。) (2)～(5) (略) (6) 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引又は3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とするもの。 3～8 (略) 別記2～別記6 (略)</p>